

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 土地改良法による換地計画の決定(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定(七件)

保安林の指定予定

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(二件)

告 示

鳥取県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、八頭中央地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、淀江宇田川地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十七号

昭和五十七年十二月十三日付けで西伯郡西伯町法勝寺三七二西伯町土地改良区から申請のあつた西伯（鴨部）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

昭和五十七年十月一日付けで東伯町から申請のあつた福永地区大杉工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

昭和五十七年十二月二十二日付けで鹿野町から申請のあつた中園地区寺内工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年二月十四日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
鹿野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

昭和五十七年十二月二十三日付けで用瀬町から申請のあつた別府地区下田工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年二月十四日から二十二日間
 - 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九十一号
- 昭和五十七年十二月二十八日付けで三朝町から申請のあつた木地山地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭

和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

昭和五十八年一月十四日付けで鳥取市から申請のあつた鳥取南部(東郷)

地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

昭和五十八年一月十四日付けで青谷町から申請のあつた早牛地区の換地

計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字神垣字東ヶ滝谷六四二から六四四まで、字本谷六五三、六五三の二、六五三の三、六五四、字桑木作六五三の一、字新物六七五、六七五の一、字奥湯谷六七三、六七四、六七六、六七七、六八一から六八三まで、字湯谷蔭平六八八、六八九、八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ藁谷迄九四一の六一、九四一の六三、九四一の六四、

九四一の七〇、九四一の七二、九四一の七三、九四一の七七、九四一の八〇二、九四一の一四四、九四一の一四七、九四一の二四〇、九四一の二四二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字下野字財ノ木谷二六九、二六九次一、二七〇から二七二まで、二七二次一、二七三、二七四、二七四次一、二七五から二七八まで、字畑ヶ谷口三二五、三二六、三二六内第一、三二六の二、三二七、三二七次一、三二八・三二九合併、字畑ヶ谷三二九次一、字大谷空山四三一、四三一一次一、字桃ヶ谷下側四三三次一、四三四から四三六まで、四三八次一、四三八の二、四四一、字寺ノ谷一二五一、一二五二、一二五四、一二五五、字夏切一二五六から一二五八まで、一二五八の一、一二五九、一二六〇、一二六二から一二六四まで、字下小谷一二六五から一二六七まで、字金岩一二六八から一二七二まで、字上野谷上側口分一二七八の一、一二七九、一二八〇の一、一二八〇

の二、字上野谷上側中分一二八一から一二八四まで、一二八六の一、一二八七から一二九〇まで、字上野谷奥分一二九一、一二九一、一二九二から一二九八まで、一二九八次一、字イラサコ一二九九から一三〇三まで、一三〇四の一、一三〇五、一三〇七、字上野谷下側中分一三〇八の一、一三〇九から一三一三まで、字上野谷下側口分一三一、一三一三、一三一六、一三一七、字上江野一三二一、一三二三、一三二五から一三二七まで、字大谷上平口分一三三五、一三三六、一三三八から一三四二まで、字上谷上側一三四三、一三四四、一三四四内一、一三四五から一三四八まで、字大谷空山一三四九から一三五四まで、一三五五の一、一三五五の二、一三五六から一三五八まで、字瀧ヶ谷奥分一三五九、一三六〇、字瀧ヶ谷空山一三六一、一三六二、字瀧ヶ谷中尾一三六三から一三六九まで、一三六九次一、一三六九次二、字瀧ヶ谷中尾下側奥分一三七〇、一三七一、一三七一次一、一三七二、一三七二次一、字本谷下平口分一三七三、一三七三の一、一三七四から一三七七まで、一三七七次一、一三七八、一三七九、一三八〇の一、字桃ヶ谷上分一三八三から一三八六まで、一三八六の一、一三九一の二、桃ヶ谷下側一三八七から一三八九まで、一三九一の一、一三九一の二、一三九二、一三九三、一三九三内第一、一三九三次一、一三九三の二、一三九三第三、一三九三第四、一三九四、一三九五、字足谷上側一四一一、一四一二内一、一四一二の二、字中谷上分一四一三、一四一三の一、一四一四から一四二三まで、一四二六、字中谷下分一四二四、一四二五、一四二七、一四二七の一、一四二八、一四二九、一四二九次一、一四二九の一、一四三〇から一四三二まで、字登り尾一四三三から一四四一まで、字北山一四四四、一四四五の一、一四四六の一、

一四四八の一、一四五四、字森ヶ谷一四五八から一四六一まで、一四六三、一四六九、一四七〇の一、字畑ヶ谷一四七一から一四七四まで、字財ノ木谷一四七五から一四七七まで、一四八一から一四八五まで、一四八六の一、一四八六の二、一四八七、大字大江字唐谷笹ヶナル一八二六の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井中山一八八五、一八八七、一八九二、

字浅井狼谷口一九三七から一九四〇まで、字浅井川東二〇三三、二〇

三四

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 四1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町福寿実字上長埜一一六四、字関ノ谷一三〇八、字佐利ヶ埜一三三四、字奥釣ヨリ峠一三三七、一三三七の一、一三三七の二
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに国府町役場、河原町役場、船岡町役場、関金町役場及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八條の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出	事 項	場 所	期 間
発起人にならうとする者の住所及び氏名 東伯郡赤碕町大字赤碕三六 中西 淳 志 東伯郡赤碕町大字赤碕三四一 二 秀 雄 東伯郡赤碕町大字赤碕一七三九 但馬 昭	加入区 赤碕加入区 漁業の区分 漁業災害補償法第四條第二号に掲げる漁業	場 所 赤碕町漁業協同組合	期 間 昭和五十八年二月十二日から同月二十六日まで
岩美郡岩美町大字田後三三一 山 内 虎 吉 岩美郡岩美町大字田後三〇九 湯 口 幸 雄 岩美郡岩美町大字田後三七五 山 根 猛	田後加入区 漁業災害補償法第四條第二号に掲げる漁業	同組合	昭和五十八年二月十二日から同月二十六日まで

岩美郡岩美町大町網代 二六五 小 谷 巖 岩美郡岩美町大字網代 一一三 浜 部 栄	網代加入区	漁業災害補償 法第四十四条第 二号に掲げる 漁業	網代港漁業 協同組合	昭和五十八年二 月十二日から同 月二十六日まで
--	-------	-----------------------------------	---------------	-------------------------------

鳥取県告示第九十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八
条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災
害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条の二第三項に規定す
る同意を求めることについて発起人なるうとすることに係る届出があつ
たので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第
四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
発起人なるうとする 者の住所及び氏名 東伯郡赤碕町大字赤碕 一三九七 儀利古 義 明 東伯郡赤碕町大字赤碕 一一三四 林 原 勤 東伯郡赤碕町大字赤碕 一五一〇 振興漁業生産組合	赤碕加入区	しいらつけ漁 業及び中型ま き網漁業	赤碕町漁業 協同組合	昭和五十八年二 月十二日から同 月二十六日まで

組合長理事 林原嘉武	鳥取市賀露町一五三〇 一一 若 林 常 蔵 鳥取市賀露町一五三八 一七 網 師 和 美	賀露加入区	沖合底びき網 漁業	賀露漁業協 同組合	昭和五十八年二 月十二日から同 月二十六日まで
------------	--	-------	--------------	--------------	-------------------------------

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】